

福井市高性能林業機械レンタル等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市高性能林業機械レンタル等事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 高性能林業機械等をより効率的に利用することが可能な林業機械のレンタルの経費に対し助成することにより、高性能林業機械等の導入を促進させるとともに、林業事業体等の搬出技術の育成につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は各号に定めるところによる。

(別表第1)

(1)	高性能林業機械	従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械
(2)	林業経営体	自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている個人若しくは団体
(3)	自伐林家	自己所有森林において自分自身が施業する者で、かつ、「山の市場」へ木材を搬出している者若しくはU・I・Jターンにより新規に就業した者若しくは伐採届(森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届出書)を提出し施業を行っていることを証明できる者
(4)	自伐型林業者	自己所有森林がなく森林の経営や管理、施業を自ら行う者で、かつ、「山の市場」へ木材を搬出している者若しくはU・I・Jターンにより新規に就業した者若しくは伐採届(森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届出書)を提出し施業を行っていることを証明できる者

(事業主体)

第4条 事業主体は、福井市内に在住又は事業所若しくは営業所を有する次に掲げる林業経営体とする。

(1) 自伐林家

(2) 自伐型林業者

(別表第2) 林業経営体の要件

(1)	林業機械に関する資格を保有する者が在籍するか、又は、今後育成することが明らかである者。
(2)	実践的な集団化施業団地(森林経営計画策定団地含む)において森林整備を行うように努める者。
(3)	福井市森林整備計画に登載する作業システム型(第3章1節7項関係)を構築するよう努める者。

(対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、効率的な作業システムの定着促進を図るため、事業主体が民間のレンタル会社又はリース会社(以下「レ

ンタル会社等」という。)から高性能林業機械を借り受ける経費に対し助成する事業とする。但し、レンタルにより借り受ける場合は、レンタル物件及びレンタルの契約の条件を満たすこととする。

また、以下のリースにより借り受ける場合は、リース物件及びリース契約の条件をすべて満たすこととする。

加えて、レンタル会社等は、事業主体との間に、資本的関係又は人的関係がないものであることとする。

(別表第3) レンタル物件の条件

(1)	レンタル物件の引き渡しが、補助金交付申請書の提出年度の3月31日までに履行されるもの若しくは履行されているものであること。
-----	---

(別表第4) レンタル契約の条件

(1)	レンタル契約については、補助金を交付申請する年度の4月1日から当該年度3月31日までの間に契約が締結されたもの若しくは締結されているものであること。
-----	--

(別表第5) リース物件の条件

(1)	リース物件は、リース契約により機械等を使用させる事業を兼業又は専業として営む者(以下「リース会社」という。)が、該当物件の製造又は販売業者等から新たに購入するものであって、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の関係法令に基づき必要な設備を備えたものであること。
(2)	リース物件の引き渡しが、補助金交付申請書の提出年度の3月31日までに履行されるもの若しくは履行されているものであること。

(別表第6) リース契約の条件

(1)	リース期間が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定める法定耐用年数の70%以上(1年未満の端数は切り捨てる。)で法定耐用年数以内であること。
(2)	リース料の水準その他リース条件が妥当なものであり、上記(1)のリース期間満了後のリース物件は、再リース又はリース会社への返還若しくは廃棄されるものであること。
(3)	リース契約については、補助金を交付申請する年度の4月1日から当該年度3月31日までの間に契約が締結されたもの若しくは締結されているものであること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、効率的な作業システムの定着促進を図るため、事業主体が民間のレンタル会社等から福井市内で実施する国・県・市等公的機関が行う補助事業又は直営事業(下請け含む)での間伐及び森林法等の法律に基づき伐採に伴う素材の伐倒・造材・搬出・積込等に使用する高性能林業機械を借り受けることに要する経費とする。ただし、別表第7に掲げる林業機械のレンタル料(機械運搬経費及び補償料含む。)及びリース料(以下「レンタル料等」という。)とする。機械運搬費については、レンタル及びリースの開始時及び終了時の運搬経費のみを対象とする。

2 リース物件が次のいずれかに該当すること。

(別表第7) レンタル及びリース物件

(1)	ハーベスタ	(11)	集材機
(2)	プロセッサ	(12)	グラップル付きトラック

(3)	スキッド	(13)	グラップルソー (アタッチメントのみ)
(4)	フォワーダ	(14)	グラップル (アタッチメントのみ)
(5)	グラップルローダ	(15)	ハーベスタ (アタッチメントのみ)
(6)	スイングヤード	(16)	プロセッサ (アタッチメントのみ)
(7)	タワーヤード	(17)	スイングヤード (アタッチメントのみ)
(8)	フェラーバンチャ	(18)	ザウルスロボ (アタッチメントのみ)
(9)	グラップル (ベースマシンを含むもの)	(19)	フェラーバンチャ (アタッチメントのみ)
(10)	自走式搬器	(20)	チップパー
		(21)	その他の高性能林業機械

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、予算の範囲内において第 4 条に掲げる者が負担したレンタル料等 (基本料金、機械運搬費、補償料を含む。) の 2 分の 1 以内の額とする。補助限度額は 1 カ月で 1 台あたり 2 5 0 , 0 0 0 円を上限とする。

2 補助対象となる契約期間は同一年度内で、1 回の補助対象契約期間は日単位かつ 6 カ月を上限とし、1 林業経営体あたりの補助対象の契約回数は年 1 回までとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業を実施する期間は対象外とする。

(1) 国又は県の同一目的の支出金、補助金等の交付又は交付の決定を受けて実施する事業

(2) 国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付又は交付の決定を受けて実施する事業

4 補助金の額の算出は、施業実施年度に使用するレンタル及びリース物件ごとにレンタル料等の月の稼働日数が当該月の半数を超えて稼働した (申請者が主催者側で実施した研修会等の日数を含む。) 月数を、月割りによって計算するものとする。日単位で借りる場合は 2 0 日間を 1 か月とし、連続せずに借りる場合はそれぞれの期間の合計が 2 0 日以内を 1 か月とする。ただし、機械運搬経費は、レンタル会社等から利用間伐等を実施する現場までの 1 往復とし、リース又はレンタル期間内に発生する現場間の移動に要する経費は対象としない。それぞれ千円未満を切り捨てた額の合計とする。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第 3 条第 1 項の規定により、補助事業に着手する前までに、高性能林業機械レンタル等事業補助金交付申請書 (様式第 1 号) を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 実施計画書 (様式第 1 号 - 1)

(2) 収支予算書 (様式第 1 号 - 2)

(3) レンタル又はリース契約書 (車体番号等の当該車両の識別が可能なものが記載されていること) の写し (ただし、レンタル又はリース契約が未締結である場合はレンタル会社等 2 社以上の見積書)

(4) レンタル料等の明細が確認できる書類

(5) レンタル会社等が当該機械を所有していることを証明する書類 (当該レンタル会社等が定款などでレンタル又はリースを業として営んでいる証明が困難な場合)

(6) 第 7 条第 3 項が証明できる書類

(7) 機械カタログ、仕様書

(8) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付決定）

第9条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、高性能林業機械レンタル等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、市長に高性能林業機械レンタル等事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第3号-1）をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） 事業を中止し、又は廃止したとき。

（4） 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定において、補助対象事業を取り消したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第4号-1）を補助事業者に通知するものとする。

（中止又は廃止）

第12条 交付決定の後、補助事業者は、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、高性能林業機械レンタル等事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を事前に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） 事業を中止し、又は廃止したとき。

（4） リース契約を解約・解除したとき。

（5） リース物件が消滅、消失したとき。

（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の中止又は廃止を承認したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第4号-1）を承認の申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかに高性能林業機械レンタル等事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

らない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実績書(様式第5号-1)
- (2) 収支決算書(様式第5号-2)
- (3) 素材生産量が分かる資料(伝票等)
- (4) 稼働日数が分かる資料(日報等)
- (5) 車体番号等が記載されている部分及び稼働しているときの写真
- (6) 補助金の額の算出根拠が分かる資料(契約書、領収書の写し(交付申請時に既に契約している場合は、契約書の写しは不要))
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、第8条第3項のただし書の規定により交付の申請を行い、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになつた場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告書において前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(別紙様式第1号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、高性能林業機械レンタル等事業補助金額確定通知書(様式第6号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第15条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、高性能林業機械レンタル等事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者から概算払又は前金払による補助金請求書が提出された場合には、規則第14条第2項の規定により、市長が特に必要があると認められるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

(関係図書の保存)

第16条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(電磁的記録の提出)

第17条 この要綱の規定による書面の提出については、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の提出に代えることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。